

「介護サービス、保育所 どこがいいの!?」

…を解決する 第三者評価 活用 のススメ

こんなお悩みはありませんか？



ウチの子に合う保育園はどこ？



数ある施設から
どうやって選べばいいの？



近所のあの老人ホーム、
どんなサービスなの？

それ、第三者評価を活用すれば解決できます！

01

ABOUT

福祉サービス第三者評価制度とは
介護や保育などの福祉サービスを、
専門家が客観的に評価するしくみです。

02

FEATURE

おすすめポイント

- 事業所の特徴や強み・弱みが分かります
- 他の事業所との比較が容易になります
- サービスの質の向上に力を入れている事業所がわかります



03

CATEGORIES

評価の対象施設

高齢

特別養護老人ホーム
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
通所介護
訪問介護
救護施設

障害

入所支援
訪問支援
通所支援
共同生活支援
障害児支援
就労支援

児童

保育所
児童館
婦人保護施設
自立援助ホーム
ファミリーホーム





すべての事業所が第三者評価を受けているのですか？



第三者評価の受審は施設や事業所が任意で行うためすべての事業所ではありません。

第三者評価を受審し、結果を公表しているということは、利用者へのサービス向上に前向きな事業所であると言えます。

誰が評価しているのですか？



岐阜県から認証を受けた評価機関が行います。

そこに所属する評価者は、専門分野について一定の経験や資格があり、県が行う養成研修を修了しています。

評価項目はどのような構成ですか？



以下について、abcの3段階で評価されます。

[共通評価] (45項目)

全ての施設に共通の項目です。

1. 福祉サービスの基本方針と組織
2. 組織の運営管理
3. 適切な福祉サービスの実施

[内容評価] (約20項目)

サービス種別ごとの専門性や特性を踏まえて支援内容を評価します。

お問い合わせ

